

日本獣医師会畜産・家畜衛生部会
家畜衛生委員会報告

家畜衛生職域の現状と課題への対応

(家畜保健衛生業務のあり方、獣医師会の役割等)

平成 19 年 3 月

社団法人 日本獣医師会

目 次

1 はじめに

2 家畜保健衛生業務のあり方

(1) 現状と課題

(2) 対応の方向

3 高病原性鳥インフルエンザ対策の推進

(1) 現状と課題

(2) 対応の方向

4 家畜保健衛生部門と公衆衛生部門の連携のあり方

(1) 現状と課題

(2) 対応の方向

5 家畜衛生対策を推進する上での獣医師会の役割

(1) 現状と課題

(2) 対応の方向

ア 産業動物診療獣医師の確保対策

イ 家畜自衛防疫組織の充実強化

家畜衛生職域の現状と課題への対応

(家畜保健衛生業務のあり方、獣医師会の役割等)

1 はじめに

(1) わが国の最近における家畜衛生を取り巻く情勢は、疾病診断技術の向上、効果の高いワクチンの開発と普及、自衛防疫体制の整備及び畜産農家の衛生対策の向上等により、急性伝染病の発生は減少したにもかかわらず、飼養規模の拡大や濃密化により、呼吸器疾病や下痢を中心とした複合感染による慢性疾病の発生が顕在化してきている。

このような中で、国内外において伝達性海綿状脳症等の新興感染症や豚流行性下痢などの再興感染症が見られるほか、動物由来で人に感染を起こす、腸管出血性大腸菌O157、サルモネラ症等の動物由来感染症が問題となるとともに、交通網の発達に伴い地球的規模での人的交流の増大、さらに家畜や農畜産物の輸入増加と広域流通が拡大する中で、口蹄疫等の海外悪性伝染病の侵入の危険性が高まってきている。

(2) 特に、平成13年9月の牛海綿状脳症(以下「BSE」という。)の発生以降、食肉等の不正表示事件、残留農薬の基準違反、無登録農薬使用問題、高病原性鳥インフルエンザ(以下「HPAI」という。)の発生など、食品に関するさまざまな問題を契機に食品の安全性に対する国民の不安や不信が高まり、国民の食の安全に対する不安を解消するため、平成15年6月に、食品の安全の確保に係る仕組みが見直され、農林水産関係では、食品の安全性確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律の中で、安全・安心のための政策大綱の制定をはじめとして、家畜伝染病予防法(以下「家伝法」という。)、肥料取締法、薬事法、農薬取締法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の改正、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(以下「牛トレーサビリティ法」という。)の制定などが行われた。

とりわけ、家伝法の改正は、食品の安全性確保の観点から家畜の飼養段階での衛生管理の徹底と家畜の伝染性疾病の発生を防止するために、家畜

の飼養者に「飼養衛生管理基準」の遵守が義務付けられるとともに、特に総合的に発生の予防とまん延防止のための措置を講ずる必要がある家畜伝染病（口蹄疫、BSE、HPAI、豚コレラ）については「特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）」が策定され、防疫対策の強化が図られた。

- (3) 一方、各都道府県において家畜防疫をはじめ各種家畜衛生対策を担う家畜保健衛生所（以下「家保」という。）の運営は、国の進める三位一体の行財政改革の流れの中でその対応は各県の事情によりまちまちであり、近年のBSE死亡検査への対応等により業務量は増加しているものの、組織の再編統合もあり、総職員数では削減が進んでいる。また、業務内容は、従来の家畜伝染病の予防及びまん延防止対策、動物薬事・獣医事、自衛防疫業務の推進などに加え、慢性疾病の発生要因の除去、受精卵移植技術等の普及、畜産物の安全性確保に関する指導並びに愛玩動物や野生動物を含めた学校飼育動物等に起因する人と動物の共通感染症対策など幅広く多様化してきている。

BSE及びHPAIの発生により国民（消費者）の健康を最優先とした安全な畜産物の安定供給の確保と緊急時の防疫体制整備が急務であり、家保の社会的責務は大きく、今後、食品衛生関係部局等との連携を密にした業務推進が求められている。

- (4) このような時代背景の中で、本委員会は家畜衛生職域の現状と課題として4テーマ（①家畜保健衛生業務のあり方、②高病原性鳥インフルエンザ対策の推進、③家畜保健衛生部門と公衆衛生部門の連携のあり方、④家畜衛生対策を推進する上での獣医師会の役割）について協議・検討したので、その結果を報告する。

2 家畜保健衛生業務のあり方

(1) 現状と課題

ア 家保は、都道府県の行政機関として平成18年4月の時点で全国に176カ所（39支所）が設置されており、そのうち4県では独立した組織として家畜病性鑑定所や家畜衛生研究所等を有している。しかし、最近の畜産農家及び飼養頭羽数の減少並びに地方行財政改革の流れの中で、行政組織のスリム化・効率化等を図るために出先機関の再編統合が進み、家保数の減

少に伴い所轄地域が拡大している。

一方、家保及び病性鑑定所等の総職員数は2,472人と減少傾向にあるが、獣医師数はBSE対策特別措置法の施行に伴い全体としては増加(2,154人)しているものの、一部の地域では必要な獣医師を確保(採用)することができず、定員割れのところもある。

イ 家保の業務は、家伝法に基づく家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のための各種検査・注射・消毒・病性鑑定等に加え、畜産農家や公共育成牧場等における生産性阻害慢性疾病の発生要因除去のための家畜衛生技術の向上と啓発、受精卵移植技術等の新技術の普及並びに「薬事法」、「獣医療法」、「家畜改良増殖法」、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」などに基づく許認可事務や奨励業務など多岐にわたり、また、その内容も複雑化・高度化している。さらに、口蹄疫、BSE、HPAI等の発生を踏まえた家畜防疫の強化、畜産現場におけるHACCPシステムの導入などによる畜産物の安全対策、動物由来感染症対策、愛玩鶏を含めた学校飼育動物の衛生指導など、業務が多様化している中で対象動物も野生動物や愛玩動物に及んでいる。

ウ このような中で家保は県の行政機関として、①従来からの家伝法に基づく業務を継続しながら、さらに強化することで家保の存在価値をアピールしてきている地域、②また家畜飼育農家及び飼養頭数の減少あるいは無獣医師地区等の出現により動物衛生センター(あるいは畜産総合技術センター)的業務、すなわち家畜の診療や家畜改良業務、畜産経営指導等を取り込むことによって組織の存続や定員の維持が保たれている地域、③あるいは上述のような新しい業務を積極的に取り入れて対応している地域等に分極化している。しかし、昨今の家保は、BSE及びHPAI発生以後、国民の健康的生活を確保する上で重要な役割を担っていることについて、社会的認知が進み高い評価を受けているものの、その評価と家保で働く獣医師職員の処遇の隔たりは大きいと言わざるを得ない。

また、家保の施設及び検査機器等については、職員の健康管理、バイオハザード面や家畜疾病の検査技術の高度化等に対応した整備や設置が求められ、国の補助事業を活用して向上を図っているが、地方財政の逼迫化により十分な対応ができていない状況にある。

(2) 対応の方向

ア 畜産農家及び飼育頭羽数の減少あるいは行政組織のスリム化・効率化等により全国の家保数は減少傾向にあるが、国家防疫の一翼を担う地域での家畜防疫機能を低下させることなく、新しい業務等に対応出来る検査施設の整備や高能力な検査機器の設置及び家保の検査診断技術の向上と所定の職員数の確保が必要である。

すなわち、家保の再編統合に伴う所轄区域の拡大に対しては、機動力の強化と適正な人員の配置並びに関係機関との連携の構築が急務である。

また、家保の業務が専門化・多様化する中で、その運営方法について全国一律的に結論づけることは難しく、知事の裁量権の範疇で決定したり、地域の特性を考慮しながら対応することが求められている。家保の社会的使命を全うするには獣医師職員の確保は必須条件であるが、それ以上に大学教育における家畜防疫関連分野履修の重要性や獣医師職員の処遇改善などについて獣医学術関係機関への要請や地方行政機関の自助努力も必要となるが、さらに、家畜防疫は国家レベルでの一定水準の検査能力等が求められることから、国は家保の検査機器等の施設整備に対して国の補助事業を活用しやすくするとともに、家畜防疫員の検査技術の平準化のための研修会等を積極的に開催することが望まれる。

イ 以上のことを踏まえ日本獣医師会は、全国家畜衛生職員会と連携して、家畜保健衛生所の組織のあり方を引き続き検討するとともに国や都道府県の関係当局等に対し次の事項について要請することが求められる。

(ア) 家畜衛生関係獣医師職員の社会的地位の向上

(イ) 国家防疫の遂行との視点にたち畜産保健衛生費等として措置されている地方交付税の増額

(ウ) 人と動物の共通感染症及び食の安全・安心確保対策等の業務拡大に対応した組織強化のための人員や施設の整備・拡充

3 高病原性鳥インフルエンザ対策の推進

(1) 現状と課題

ア 近年の海外での HPAI の発生状況等に鑑み、2003 年 9 月、HPAI の我が国

への侵入防止と国内防疫措置の万全を期して「HPAI 防疫マニュアル」が制定された。このような中で、実に我が国では 79 年ぶりとなる HPAI の発生を 2004 年 1 月に認め、同年 3 月までに 4 農場で約 27 万 5 千羽が死亡又はとう汰された。さらに、2005 年 6 月から 12 月にかけて茨城県を中心に 41 農場で HPAI が発生し、約 580 万羽が殺処分または自衛殺処分された。

このため、国においては家伝法を改正するとともに HPAI に関する特定家畜伝染病防疫指針を平成 16 年 11 月に策定して、国及び都道府県・市町村等の連携の下に発生予防及びまん延防止措置を総合的に実施してきたところである。

ところが、茨城県での HPAI 発生以前は、発生の公表に伴い国民の健康及び食の安全・安心への不安は、国民への正確な情報提供不足や相談窓口の不徹底から風評被害となり、鶏卵・鶏肉の消費低迷や飼育鳥の遺棄などの事態となった例もあり、関係者による正確な情報の提供等が必要不可欠である。

イ HPAI の防疫対策は、「家伝法」、「HPAI 防疫マニュアル」（平成 16 年 11 月 18 日廃止）及び「防疫指針」等に基づき、病原体の侵入防止とその被害を最小限に食い止め、常在化を防止することを基本とするが、HPAI の発生が大規模になった事例では、発生県独自で家畜防疫員の確保ができず、自衛隊及び他府県からの派遣要員等に対応することになった。防疫対策体制においては、HPAI のまん延防止措置には、農林水産省、都道府県、市町村及び関係・支援団体の連携の必要性が明示されてはいるが、HPAI の発生県を含め多くの家保は、家伝法等に基づく防疫対応に忙殺されるため、学校飼育動物、愛玩動物、野鳥等の対応が後手に回る状況がみられ中、特に死亡野鳥等の病性鑑定や相談が急増した例もあり、いざという場合に、このような事態が起こることを想定し、獣医師会等関係団体の家畜防疫対策の執行における役割を明確化しておく必要がある。

（２）対応の方向

ア 広報活動

日本獣医師会は、行政機関等から得た最新の情報を、地方獣医師会、構成獣医師に対して迅速に発信する必要がある。特に、風評被害等が発生しないように科学的な根拠に基づいた正確な情報を提供するとともに、日頃より適正な飼育管理指導、疾病の説明、発生予防について啓発する。特に、発生時には、飼育者に対しては開業獣医師が中心となって行政に協力する

よう適切に指導する。

また、国民に対しては、ホームページ等で情報提供を行う。

イ 都道府県の家畜防疫事業への連携と支援対策

家保が養鶏農家への防疫対応に追われている状況では、家伝法の対象でない愛玩鳥やカラス等の野鳥については、最も市民に身近な立場の開業獣医師が第一次的な対応をすることが望ましい。

しかし、平成 11 年度の家伝法改正以降、家畜防疫員は県職員に限定している事例があるが、一部の自治体のように非常事態に備えて民間獣医師を臨時職員にするなどの方法をもって、緊急時には民間の開業獣医師等が支援できるような体制の整備が必要である。

一方、引き続き国や県等は、家畜防疫員に任命した開業獣医師等に対して正しい知識・技術を習得させるために研修会等を開催する必要がある。

ウ その他の対策

(ア) 防疫情報のネットワーク化

HPAI 発生時には、信頼のおける組織からの正確な情報は、関係者が一様に必要とするので、日本獣医師会及び地方獣医師会をはじめ、関係団体間においても、ハード、ソフト面での整備充実を図る必要がある。

(イ) 焼却体制の構築

患畜(発生鶏)等を処分する施設については十分な整備状況でないが、現状では、各都道府県が現存する焼却施設等を利用する方向が現実的であり、そのため施設の所有者、保健福祉、産廃処理関係等の行政部署、周辺住民の十分な理解を得て、患畜(鶏)の処分体制整備が求められている。よって獣医師会は、今後とも、体制整備の円滑な進展を支援する必要がある。

4 家畜保健衛生部門と公衆衛生部門の連携のあり方

(1) 現状と課題

ア BSE の発生を契機に、食の安全性や人の健康に対する一般社会の関心の高まりと相まって、人と動物の共通感染症への関心も注がれるようになった。このような中で、畜産物についても農場から食卓に至る一貫した取り組みが求められているが、これらの対応については、リスク管理と評価部

門の連携が不十分で一体的な取り組みがなされておらず、食肉衛生検査所におけると畜検査結果の活用については、FAO 及び WHO から各国に対して食肉衛生規範に基づく勧告が出されているが、我が国ではまだ具現化されていない。また、と畜場等の再編に伴い家畜の集荷は県境を越えるケースも多く、家保の把握する生産現場での疾病発生情報と食肉衛生検査所におけると畜検査結果の情報が家畜衛生、と畜検査両部門で十分に活用されていない状況もある。

一方、生産現場では各種疾病の予防プログラム等を作成して農家指導に努めているが、近年は HACCP の観点からと畜場への立ち入り等にも制限があり、最終的な評価の把握が困難な状況にある。

イ 厚生労働省は毎年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査を実施しており、その実施にあたっては農林水産省に対し情報提供が行われる。これを受け各都道府県畜産主務部局あて飼料及び動物用医薬品の適正使用について家畜飼養者、獣医師、販売業者等への指導強化の依頼があるが、希ではあるが、当該検査で畜産物中から動物用医薬品の残留が認められた際、その都度畜産部局は農場等において残留の原因を究明し、再発防止に努めている。

また、食の安全・安心の観点から、農林水産省では「動物用医薬品の使用の規制に関する省令」の中で、使用者の帳簿への記載を努力義務化し、さらに、厚生労働省ではと畜申請の際に病歴や投薬歴の記載を義務化するとともに、ポジティブリスト制度を導入したが、生産現場ではそうしたことが十分に浸透していない。

ウ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」では、獣医師に対して国等が講ずる施策への協力と併せ、政令で定める対象動物に感染症が認められた場合の届け出義務が課せられている。しかし、対象動物の範囲はほ乳類から鳥類、更に野生動物等までも広く、それらの飼育実態を把握することさえ困難とな状況である。

(2) 対応の方向

農林水産省及び厚生労働省にとって、安全な畜産物の安定供給と国民の健康の確保は行政の目指す方向であり、その生産現場で働く獣医師には相互の情報交換と連携が重要である。そのためにも、次の事項を積極的に推進することが望まれる。

ア と畜検査結果等の有効活用への対応

畜産現場で、と畜の検査結果等を有効活用するには、個人情報保護の壁もあるが、国内における生産現場での疾病発生情報やと畜検査結果等がリアルタイムで把握できるシステムの構築と併せ、疫学的な分析を行う組織体制の整備が必要である。

さらに、これらと並行した各種情報の共有化と、と畜場内での家畜伝染病確認時への対応手法として、東京都のようにと畜検査員の家畜防疫員兼務や、配置の制度化も必要と考える。

イ 畜産物における動物用医薬品残留検査の対応

畜産の生産現場では、ポジティブリスト制度及び動物用医薬品の適正使用の指導・啓発が重要であるが、これらと併せて衛生サイドから検査成績等を還元するフィードバックシステムの整備が必要となる。

牛については、トレーサビリティ法に基づき個体識別や生産履歴の把握は可能であるが、牛以外の家畜についても個体識別番号等から、投薬歴等の衛生管理情報や、と畜検査結果等を把握できるシステムに機能を強化し、畜産関係者の利活用はもとより消費者が安心を得られる手段とする必要がある。

ウ 愛玩動物等における感染症の対応

人と動物の共通感染症には、人には大きな被害をもたらすが動物にはあまり被害を与えないもの、逆に動物には大きな被害があるが人にはあまり被害を与えないものがある。また、昨今の BSE や HPAI の発生を契機に農林水産省及び厚生労働省の連携は強化されてきているが、すべての疾病についての情報を共有化し、対応する体制が整っているとは言い難い。

今後は、農林水産省及び厚生労働省、環境省等にまたがる家畜や人をはじめ、愛玩動物及び野生動物の感染症にも対応しうる体制づくりを検討する必要がある。

また、直接住民と接する家保は、時には野生動物の病性鑑定依頼を受けざるを得ない状況もあり、中には危険度の高い疾病対応も想定されるが、現在、病原体拡散防止対策が未整備な自治体が大半であり、早急な対応を検討する必要がある。

5 家畜衛生対策を推進する上での獣医師会の役割

(1) 現状と課題

ア わが国の家畜衛生対策は、家伝法、牛海綿状脳症対策特別措置法、家畜防疫対策要領等に基づき、家保が、市町村、農業共済組合（家畜診療所）、獣医師会（民間開業獣医師）、家畜畜産物衛生指導協会（自衛防組織）及び家畜飼養者の協力を得ながら家畜伝染病のまん延防止と発生防止対策及び家畜衛生技術の向上等に取り組んでいる。

特に、各種疾病の予防注射、地域の家畜衛生情報及び家畜衛生技術指導等は、畜産現場に直結した家畜診療獣医師に依存する部分が多く、今後もこの傾向は続くと思われる。

ところが、家畜診療獣医師数は4,030名（平成16年度獣医師法第22条の届出状況より）と減少傾向にあり、また、高齢化も進んでいる。ちなみに、農業共済組合診療獣医師（1,702名）の年齢構成は、51～60歳が372名、41～50歳が669名であり、今後20年間で1,000人以上の獣医師が定年退職を迎えることとなり、補充のためには単純に計算しても毎年50人の採用が必要となる。

しかし、新卒獣医師（1,077名）の家畜診療への就業は全体で年間70名前後と極めて少なく、今後家畜衛生分野における求人数を充足できる員数を確保できなくなることが予想される。

イ 家畜診療獣医師の業務スタイルにおいても、個体管理から集団衛生管理へ、さらに農場管理獣医師制度へ移行している。この要因として、家畜飼養農家の減少による農家の点在化・偏在化及び農家の飼養頭数増加による飼養形態の変化に伴う新たな疾病への対応等があげられる。また、業務内容は、急性伝染病対策から慢性疾病対策へ、あるいは家畜特有疾病からBSEやHPAI等の人と動物の共通感染症へ、さらに安全な畜産物供給体制整備と幅広くなっている。これからの家畜衛生分野で就業する獣医師の社会的責務は極めて大きくなるとともに、より一層の知識と技術が求められる。

ウ 今後の家畜衛生を円滑に推進するためには、日本獣医師会において産業動物臨床部会及び学術部会等と整合性を保ちながら、家畜診療獣医師の確保及び自衛防疫組織の強化対策を検討することが求められる。

(2) 対応の方向

ア 産業動物診療獣医師の確保対策

(ア) 産業動物診療獣医師の確保は、平成 12 年に公表された「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」において、当該分野への就業をより魅力あるものとするため、獣医系学生が産業動物に触れる機会の増大及び産業動物に係る獣医療分野へ誘導するための措置の充実を図るほか、技術研修機会の提供体制整備等を推進することとされている。また、農場単位の集団衛生管理技術や受精卵移植技術等の高度な獣医療技術の提供、HACCP 方式の導入や指導等を行う、いわゆる管理獣医師の養成を図る必要性が示されている。

(イ) 日本獣医師会は、次の事項に取組み、産業動物獣医師の育成と研修等を積極的に推進することが求められる。

- a 大学における獣医学教育課程において産業動物分野のカリキュラムを充実させるよう関係当局への働きかけ
- b 産業動物志向の学生に対して、国の補助事業を活用した奨学金等の援助
- c 卒後研修を充実させ、管理獣医師としての資質を高めるため、HACCP 方式等の研修会の活発な開催
- d 家畜診療技術料の引き上げや勤務獣医師の待遇改善の国及び関係団体への働きかけ

イ 家畜自衛防疫組織の充実強化

(ア) 自衛防疫組織の現状と課題

昭和 46 年 6 月、家伝法の改正により家畜飼養者を含む自衛防疫組織を制度化し、各都道府県に家畜畜産物衛生指導協会（以下「協会」という。）が設置された。その業務は、国、県及び畜産振興事業団や地方競馬全国協会からの各種の補助及び受託事業をはじめ、都道府県の家畜衛生行政との連携の下、予防接種事業等の各種衛生対策事業や畜産物の安

全性確保対策の普及等、幅広い事業を展開して、我が国の家畜衛生の向上に重要な役割を担ってきた。とりわけ、家畜自衛防疫組織の強化と事業の推進が円滑実施できたのは、市町村・農協・農業共済獣医師及び診療獣医師の協力があったからである。

しかし、協会を取り巻く環境は、平成8年度から開始された「豚コレラ撲滅体制確立対策」及び家畜診療獣医師の高齢化あるいは管理獣医師制度の普及など大きく変化し、予防接種事業等の減少・廃止や組織強化のための基金の果実が減少するなど、自衛防疫組織の運営や事業推進に困難を来たす傾向がみられ、畜産関係団体との統合・再編整備が進んでいる。

(イ) 自衛防疫組織の強化対策

国は、平成13年9月、「家畜防疫を総合的に推進するための指針」を公表し、伝染性疾病の発生予防措置及び家畜伝染病のまん延防止措置を効果的かつ効率的に実施するためには、国、県、市町村、関係団体、家畜所有者、獣医師及び関係業者それぞれの家畜防疫の基本的な推進方向、役割分担等を明確にし、より密接な連携の下に総合的に家畜防疫を推進していく必要があるとし、その中で、自衛防疫活動は極めて重要な役割を担うものと位置づけ、自衛防疫団体は次の事項を行うよう努めるものとされている。

- a 家畜所有者への伝染性疾病の発生、浸潤状況等の家畜衛生情報の提供
- b 地域的に一定の接種率の確保が必要な予防接種の実施
- c 伝染性疾病の侵入防止、清浄化等について、地域ぐるみ又は家畜所有者個々で行うことなどの自衛防疫活動の指導及び推進
- d 広域に伝播するおそれのある家畜伝染病の発生時における消毒の実施等、組織的な自衛防疫活動

(ウ) 指針では、市町村においては県の防疫に協力することとされ、地方交付税についても家畜衛生対策費等として市町村段階で用途されていることを理解していない実情もあり、これらについて周知する必要がある。また、獣医師の組織する団体は県等と連携し、家畜防疫の組織的推進を

図るとともに、獣医師は関係団体が行う自衛防疫活動に協力することとされているが、日本獣医師会は自衛防疫組織の堅持と活動支援のため、国の施策と密接に連携して次の事項について取り組むことが求められる。

- a 全国家畜畜産物衛生指導協会と連携して、国へ自衛防疫支援事業拡充の働きかけ
- b 管理獣医師の育成・指導により地域の自衛防疫組織と一体となった活動の推進
- c 安全・安心な畜産物を提供するため、生産段階における家畜所有者と獣医師の連携による自衛防疫活動が必要不可欠であることを獣医師及び生産者が理解させるとともに、消費者への積極的な PR による社会的認知の浸透

畜産・家畜衛生部会 家畜衛生委員会委員

委員長 戸谷 孝治 社団法人 日本獣医師会理事（畜産・家畜衛生部会長）

副委員長 丸山 崇 静岡県西部家畜保健衛生所所長

大久保忠宜 社団法人 東京都獣医師会理事

柏崎 守 社団法人 畜産技術協会参与

高木 英彦 社団法人 高知県獣医師会理事

鍋谷 政広 社団法人 新潟県獣医師会理事

成井 淑昭 神奈川県横浜川崎地区農政事務所所長

函城 悦司 社団法人 兵庫県獣医師会
(兵庫県立農林水産技術総合センター淡路農業技術センター所長)

山下 稔 社団法人 岡山県獣医師会
(社団法人 岡山県畜産協会家畜衛生部部長)

山本 泰資 社団法人 大分県獣医師会副会長

